

令和7年度特定地域づくり事業協同組合制度支援委託業務仕様書

1 委託業務名

令和7年度特定地域づくり事業協同組合制度支援委託業務

2 業務の目的

特定地域づくり事業協同組合制度は、移住定住の促進を図り、地域の担い手確保につながる取組として期待されるが、設立に係るに手続きが煩雑などの理由により、制度活用の動きが県内で十分に進んでいない。そこで、本業務により、専門人材等を配置し、設立を希望する市町、事業者等へのきめ細かい支援や制度周知等を行うことで、県内における組合の設立を促進する。

3 本仕様書の位置づけ

本仕様書は、受託者が実施すべき業務内容等についての基準を定めたものである。よって、受託候補者を選定するプロポーザルの提案内容を踏まえ、実際の業務委託契約締結時には、内容を変更することがある。

4 委託期間

契約日から令和8年3月31日

5 委託業務の内容

委託者等の関係機関と連携しながら、組合設立に伴う各種手続きの支援や制度周知等を実施する。

(1) 組合の設立検討段階の支援

- ① 組合の設立を検討している市町や事業者に対する個別説明・相談対応
- ② 関係機関や地域金融機関等への周知

(2) 組合の設立準備段階の支援

- ① 組合の設立準備を行っている市町や事業者への相談対応
- ② 組合員、事務局職員の募集・確保
組合員募集のための説明会（原則、案件ごとに1回以上）の開催支援や、個別訪問の実施
- ③ 事業計画、派遣計画の素案作成支援

(3) 組合の設立・認定段階の支援

- ① 事業協同組合の設立認可申請書類の作成支援
- ② 特定地域づくり事業協同組合の認定申請書類の作成支援

- ③ 労働者派遣事業の届出書類の作成支援
- ④ 必要に応じた専門家（社会保険労務士、弁護士等）の派遣調整

(4) その他

- ① 派遣職員の確保に向けた支援

【想定される支援】

職員募集説明会の開催支援、HP作成支援、求人サイトへの登録支援、チラシ等の作成支援

6 配置する人員

(1) 過疎地域等政策支援員

受託事業者は、下記に該当するものを福井県特定地域づくり事業協同組合制度支援員（以下、「支援員」という。）として配置し、5の委託業務を行わせるものとする。

① 人数

1名以上

なお、欠員が生じた場合は、委託者と協議し、速やかに欠員を補充すること。

② 条件

支援員は、原則として、次のいずれかの条件に該当すること。

ア 事業協同組合の設立・運営の支援にかかる実務経験を有する者

イ 中小企業診断士、行政書士、社会保険労務士、キャリアコンサルタント等の資格を有する者

ウ 地域活性化に向けた自治体への指導、助言、支援の経験を有する者

エ 上記ア～ウと同等の経験や資格を持つ者等と常時連携し、組合設立に向けた支援ができる者

7 委託業務の対象経費

本事業に関連のない経費については対象経費として認めないので、受託者にあつては、本事業に要した経費を明確に区分して管理すること。

なお、備品（パソコン・OA機器・電話機等）類は原則レンタルまたはリースで対応することとし、これによらない場合は、単年度のレンタルまたはリース価格より購入額が安価になる場合に限る。

8 その他業務実施上の条件

(1) 支援員の委嘱

福井県過疎地域等政策支援員設置要綱第4条に基づき、知事が受託者に属する者の中から支援員を委嘱するとともに、県ホームページ等において受託者及び委嘱者を公表する。

(2) 本業務の対象地域

本業務の対象地域は、「過疎地域その他条件不利地域(※1)又は人口急減地域(※2)を有する市町」とし、そのうち「過疎地域を有しない市町(条件不利地域又は人口急減地域を有する市町に限る。)」の支援業務に従事する時間の合計が「過疎地域を有する市町」の支援業務に従事する時間の合計を越えないこと。

(3) 業務週報、活動報告書の作成

業務週報を作成し、前月の業務終了後、速やかに県へ提出すること。また、本業務の完了後、委託者の指定する日までに活動報告書を提出すること。

(4) 関係者との連携

受託者は、委託者に加え、関係者と緊密に連携しながら本業務を実施すること。

(5) 関係法令及び条例の遵守

本業務の実施に当たり関連する関係諸法規及び条例等を遵守すること。

(6) 権利の帰属

本業務による成果品に対する権利は、全て委託者である福井県に帰属するものとし、委託者の承諾を得ずに使用又は他人に公表してはならない。

(7) 書類等の保存

業務に関する書類・領収書等は、契約締結後5年間保存すること。

(8) 秘密の保持

本業務により知り得た情報を業務中及び完了後も他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、本業務終了後も同様とする。

(9) その他の疑義

本仕様に疑義が生じたとき又は本仕様書により難い事由及び記載されていない事項が生じたときは、委託者と速やかに協議を行い、その指示に従うこと。

※1「過疎地域その他条件不利地域」とは、次に掲げる(イ)から(ト)までのいずれかに該当する市町村である。

(イ) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項に規定する過疎地域を有する市町村(令和8年度までの間は同法附則第5条第1項に規定する特定市町村及び同法附則第6条第1項、第7条第1項又は第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を有する市町村を含み、令和9年度までの間は同法附則第5条第1項に規定する特別特定市町村及び同法附則第6条第2項、第7

条第2項又は第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を有する市町村を含む。)

- (ロ) 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定により指定された振興山村をその区域の全部又は一部とする市町村
- (ハ) 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域をその区域の全部又は一部とする市町村
- (ニ) 半島振興法(昭和60年法律第63号)第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域をその区域の全部又は一部とする市町村
- (ホ) 奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する奄美群島をその区域の全部とする市町村
- (ヘ) 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定する小笠原諸島をその区域の全部とする市町村
- (ト) 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1号に規定する沖縄の市町村

※2「人口急減地域」とは、次に該当する市町村である。

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律(令和元年法律第64号)第3条第3項第1号の基準に適合すると認められた地区をその区域の全部又は一部とする市町村(同条第1項の認定を受けるための取組を行う市町村を含む。)